

◎新潟県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年4月9日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県上越市大字夷浜字高ヶ濱96の3、97の4、98の2、99の3
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため